

令和 8 年 7 月 1 日

神戸市建設局技術管理課

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた 設計変更について

供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）を設計変更により計上する運用を下記のとおりに実施しますので、お知らせします。

記

1. 対象工事

神戸市が発注する土木・造園工事

2. 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材

3. 設計変更の流れ

（１）受注者から調達検討資材に関する協議があった場合には、発注者は、調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映すること。

（２）調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議する。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ①調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ②調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

（３）受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、妥当性を確認の上、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

4. 積算方法

（１）設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。

（２）設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。

ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

＜証明された数量と対象数量の考え方＞

- ・証明数量 < 設計図書の数量 → 設計変更不可。
- ・設計図書の数量 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量 → 設計変更可。対象数量は証明数量
- ・設計数量 < 証明数量 → 設計変更可。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量※

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値等を用いて明示した調達数量については、受発注者で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者協議の上、最終的な設計数量を決定すること。

(3) 設計変更に用いる単価は、証明書類（取引伝票・見積書・請求書等）で妥当性を確認し、決定する。

(4) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。

材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。

ただし、土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初設計時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

(5) 本通知に基づく設計変更内容は、神戸市工事請負契約約款第 24 条（スライド条項）の対象外とする。

5. 工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

6. 適用

令和 8 年 7 月 1 日以降に入札手続きを開始する工事に適用する。

なお、令和 8 年 7 月 1 日以前に入札契約手続きを開始した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用するものとする。

以上